

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第61号

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農林事務所管理規則（昭和40年佐賀県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（分掌事務）</p> <p>第4条 総務課、農政課及び林務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>農政課</p> <p>(1)～(27)の3 略</p> <p>(28) 略</p> <p>林務課 略</p> <p>2～5 略</p> <p>（所長の専決事項）</p> <p>第9条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する<u>森林施業計画</u>に基づく造林及び伐採であることの証明に関すること（同法第19条第1項の規定により知事が処理することとされたものに限る。）。</p> <p>(17)～(23) 略</p> <p>(24) 県有林地（久保泉・嬉野・七山、中原及び多良岳地区の県</p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第4条 総務課、農政課及び林務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>農政課</p> <p>(1)～(27)の3 略</p> <p><u>(27)の4 農地等の集積及び有効利用に関すること。</u></p> <p>(28) 略</p> <p>林務課 略</p> <p>2～5 略</p> <p>（所長の専決事項）</p> <p>第9条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する<u>森林経営計画等</u>に基づく造林及び伐採であることの証明に関すること（同法第19条第1項の規定により知事が処理することとされたものに限る。）。</p> <p>(17)～(23) 略</p> <p>(24) 県有林地（久保泉・嬉野・七山、中原及び多良岳地区の県</p>

改正前	改正後
<p>有林を除く。)及び県行造林地の間伐材並びにこれらの地内における道路等の開設及び改良並びに工作物等の設置に係る支障木の処分に關すること。</p> <p>(25)～(34) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>有林を除く。)及び県行造林地の<u>主伐林及び</u>間伐材並びにこれらの地内における道路等の開設及び改良並びに工作物等の設置に係る支障木の処分に關すること。</p> <p>(25)～(34) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。